

県有財産貸付契約書（案）

貸主 沖縄県知事 玉城 康裕（以下「甲」という。）と借主 （以下「乙」という。）とは、次のとおり県有財産の貸付契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（信義誠実の義務）

第1条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

（賃貸借物件）

第2条 甲は、次に掲げる物件（以下「賃貸借物件」という。）を乙に賃貸し、乙はこれを賃借するものとする。

- (1) 所在地 沖縄県名護市大中二丁目13番1号
- (2) 名称 沖縄県北部保健・福祉合同庁舎
- (3) 面積等 0.57平方メートル

（賃貸借期間）

第3条 賃貸借期間は、令和8年4月1日から令和11年3月31日までとする。

（指定用途等）

第4条 乙は、賃貸借物件を、自動販売機の設置及び運営のために使用し、それ以外の用途に使用してはならない。

- 2 乙は、自動販売機で販売する商品に関し、事前に甲の承認を得るものとする。
- 3 乙は、自動販売機の在庫を定期的に確認し、適宜補充する等適切な管理に努めなければならない。

（賃貸借料）

第5条 乙は、賃貸借料として、年額 円（うち消費税の額 円）を毎年度、甲の発行する納入通知書により、甲が指定する納期限までに支払うものとする。

- 2 貸付期間に1年未満の月数がある場合は、月割りにより計算するものとする。

（光熱水費等）

第6条 乙は、前条に定める賃貸借料のほか、自動販売機の管理運営上必要とする光熱水費について、甲の発行する納入通知書により、毎月、甲が指定する納期限までに甲に支払うものとする。

- 2 乙が甲に支払う光熱水費等の範囲、算定方法等については、甲が行政財産目的の外使用許可に伴い、徴収する光熱水費等の負担の例によるものとする。

（遅延利息）

第7条 乙は、賃貸借料及び光熱水費の支払いを遅延したときは、その遅延日数に応じ、乙の遅延金額に年14.5パーセントの率を乗じて得た金額を遅延利息として、甲の発行する納入通知書により、甲が指定する納期限までに甲に支払わなければならない。

(善管注意義務)

第8条 乙は、賃貸借物件を善良なる管理者の注意をもって維持管理しなければならない。

(禁止又は制限される行為)

第9条 乙は、甲の承諾を得ないで賃貸借物件の全部又は一部につき、賃借権を譲渡したり担保に供したりするなどの処分行為をしてはならない。

2 乙は、甲の承諾を得ないで賃貸借物件の改造若しくは模様替え又は賃貸借物件の区域内における工作物の設置を行ってはならない。

(規律維持及び秘密の保持)

第10条 乙は、自動販売機の設置及び運営に従事する乙の職員の風紀及び規律の維持に責任を負い、秩序ある義務の実施に努めなければならない。

2 乙は、業務上知り得た秘密を外部に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。本契約終了後においても同様とする。

(通知義務)

第11条 乙は、乙の名称、所在地又は代表者に変更があったときは、直ちに文書により甲に通知するものとする。

(契約の解除)

第12条 甲は、乙が本契約に定める義務に違反した場合には、本契約を解除することができる。

2 甲は、賃貸借物件を国、県その他公共団体において公用又は公共用に供するためその他必要が生じたとき、また、当該県有施設を廃止するときは、本契約を解除することができる。

3 乙は、第3条の貸付期間にかかわらず、やむを得ない場合により本契約を解除する場合は、解除しようとする日の1ヶ月前までに甲に通知するものとする。

(反社会的勢力の排除)

第13条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

(1) 法人等の(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき。

(2) 役員等が、自己、自社、若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

(3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(下請負契約等に関する契約解除)

第 14 条 乙は、本契約に関する下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは全ての下請負人を含む。）及び再受任者（再委託以降の全ての受任者を含む。）並びに下請負人等が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）が、排除対象者（前条に各号に該当する者をいう以下同じ。）であることが判明したときは、直ちに当該下請負人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し排除対象者との契約を解除させるようにしなければならない。

- 2 甲は、乙が自らの下請負人等が排除対象者であることを知りながら契約又は下請負人等の契約を承認したとき、もしくは正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(不当介入に関する通報・報告)

第 15 条 乙は、本契約に関して、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員から不当介入を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

(損害賠償)

第 16 条 甲は、乙が本契約に定める義務を履行しないため損害を受けたときは、乙に対しその損害の賠償を請求することができる。

(賃貸借料の返還)

第 17 条 既に納入した貸付料は、原則返還しないものとする。ただし、乙が賃貸借期間の中途において、乙の責めに帰すことのできない事由により契約を解除するときは、すでに乙が納入した賃貸借料のうち未経過期間に対する賃貸借料を乙に返還するものとし、返還する賃貸借料は、月割計算によるものとする。

(賃貸借物件の返還)

第 18 条 乙は、本契約が終了する日までに（前条の規定に基づき本契約が解除された場合にあっては直ちに）、乙の負担により賃貸借物件を現状に復して甲に返還しなければならない。ただし、甲が特に承諾したときは、賃貸借物件を現状に復しないことができるものとする。

- 2 乙は、賃貸借物件の返還に際して、賃貸借物件に支出した経費・有益費の償還、造作買取等の請求をすることができない。

(契約の費用)

第 19 条 本契約の締結及び履行等に関して必要な一切の費用は、すべて乙の負担とする。

(実績報告)

第20条 乙は自動販売機ごとの販売実績(販売本数・金額)を任意の様式により、毎年4月末日までに甲に報告するものとする。

(その他注意事項)

第21条 乙は、賃貸借物件を使用するに当たり、次の事項について注意するものとする。

- (1) 標準小売価格を上回る価格での販売は行わないこと。
- (2) 販売品の搬入、廃棄物の搬出時間、経路等は甲の指示によること。
- (3) 自販機の故障、問い合わせ、苦情等については、乙の責任において対応するとともに、自動販売機に故障等の場合の連絡先を明記すること。

(協議)

第22条 この契約書に約定しない事項について約定する必要があるとき、又はこの契約書に約定する事項について疑義のあるときは、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

本契約が成立したことを証するため、この契約書2通を作成し、各自それぞれ1通を所持する。

令和8年3月 日

甲 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号
沖縄県知事 玉城 康裕

乙